

令和6年第7回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年4月12日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

- (1) 議案第20号 中学校教科書協議会への諮問内容について
- (2) 議案第21号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について
- (3) 議案第22号 県費負担教職員の任免等の内申について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

令和6年度小学校移動教室および特別支援学級宿泊学習の実施について
令和6年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について
令和5年度練馬区教育実践発表会について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時29分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

同 在宅育児支援担当課長

三浦康彰

枝村 聡

竹岡博幸

杉山賢司

柴宮 深

唐澤 貞信

山本浩司

佐藤勝也

村瀬美紀

小原 敦子

関口和幸

脇 太郎

河野 一真

岡村大輔

山口裕介

小島 芳一

橋本健太

長岡 毅

教育長

ただいまから、令和6年第7回教育委員会定例会を開催する。

本日、傍聴の方がお1人お見えになっている。

案件に入る前に、4月1日付の人事異動により、教育委員会事務局の管理職員等に異動があったので、ご紹介をする。

各部の管理職員の異動者については部長から、指導主事については教育指導課長からご紹介させていただく。それでは、願います。

教育振興部長

私から、教育振興部の管理職員の異動者について紹介する。

教育総務課長、枝村聡である。

教育総務課長

枝村である。よろしく願います。

教育振興部長

教育施策課長、竹岡博幸である。

教育施策課長

竹岡である。どうぞよろしく願います。

教育振興部長

教育振興部副参事、佐藤勝也である。

教育振興部副参事

佐藤である。よろしく願います。

教育振興部長

光が丘図書館長、小原敦子である。

光が丘図書館長

小原である。よろしく願います。

こども家庭部長

私から、こども家庭部の管理職の異動者についてご紹介させていただく。

子育て支援課長、脇太郎である。

子育て支援課長

脇である。よろしく願います。

こども家庭部長

こども施策企画課長、河野一真である。

こども施策企画課長

河野である。どうぞよろしく願います。

こども家庭部長

保育課長、岡村大輔である。

保育課長

岡村である。どうぞよろしく願います。

こども家庭部長

在宅育児支援担当課長、長岡毅である。

在宅育児支援担当課長

長岡である。よろしく願います。

教育指導課長

続いて、私から、統括指導主事及び新任の指導主事をご紹介します。

初めに、統括指導主事をご紹介します。

統括指導主事、原僚平である。

統括指導主事

原である。よろしく願います。

教育指導課長

同じく、小林宏幸である。

統括指導主事

小林である。よろしく願います。

教育指導課長

もう1名、小倉哲治が統括指導主事であるが、本日、公務のため欠席させていただいている。

次に、4月1日に着任した指導主事をご紹介します。

指導主事、岩本祐樹である。

指導主事

岩本である。よろしく願います。

教育長

よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案3件、陳情2件、協議1件、教育長報告3件である。

まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の案件のうち、議案第22号については、個人に関する情報が審議内容に含まれているので、個人情報保護のため、非公開とし、報告案件の後に審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 議案第20号 中学校教科書協議会への諮問内容について

教育長

それでは、初めに議案である。

議案第20号、中学校教科書協議会への諮問内容について。この議案についての説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

では、もう一度、初めて選定に関わる方々もおられるので、改めてお話をします。

まず、特別区が、小中学校の教科書を自分の判断で選べるようになったのは、平成12年からである。それ以前は、23区全て東京都教育委員会が選定を行っていた。なので、23区みんな一緒だったわけである。平成12年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたためであるが、それ以前は都における特例という条項があって、そこで東京都が選ぶということになっていたわけである。かれこれもう20年以上前になるが、平成12年から、区の判断で採択と言っているがいわゆる教科書を選ぶ、選定するという行為ができるようになった。それからもう1点、中学校は8月までに選んでいただかないといけません。冊数が多いものだから、どうしてもそれまでの間に選定をしなければいけません。そのための組織である協議会への諮問を行い、最終的には教育委員会の8月の会議の中で決定をさせていただく。これはまだ市販本ではないので、見本本がこれから随時、送られてくる。教育委員の皆様方にご覧いただけるような状態になるのは恐らく5月になってからだと思う。期間が短いので、

よろしくお願ひしたい。

基本的には、先ほど指導課長からあったように、去年、選んだ小学校の教科書が今年度から使われ、今年、選んだ中学校の教科書は来年度から使われる。小学校、中学校、なし、なしという年があつて、4年に一遍ということになるので、よろしくお願ひをする。

では、ただいまの議案について、ご質問等があればお願ひする。

どうぞ、仲山委員。

仲山委員

先ほど参考資料の「評価基準」というところに教科書の内容についてということがあつたが、アから始まってクまでである。この諮問の案のほうでは、内容に関しては5項目になっているが、これはどうしてなのだろうか。

教育長

参考資料の4ページの、教科書の(1)の内容の質問である。

仲山委員

そこが内容に関してはアから始まってクまであつて、それでこの諮問書のほうの案に関して対応するところ、教科書の採択に当たっては以下の事項に留意することというので、内容がこちらではアからオの5項目に減っているが、これはどういう意図があるのだろうか。

教育指導課長

参考資料で示されているものについて、基本的な考え方ということで網羅的に示させていただいたところであるが、このアからクに書かれている内容を整理した形で、アからオということでもまとめさせていただいた。基本的には参考資料に書かれてあるような内容についても、ご考慮いただきたいということは含まれていると考えている。以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにあるか。
どうぞ。

仲山委員

参考資料5ページ、一般図書というところの(5)だが、教科書用図書として使用するうえで、適切な体裁を備えた図書であり、カセットテープ、ジグソーパズルおよ

び切り絵工作など図書としての体裁をなしていないものは採択の対象から除外することというところである。教科書用図書としては、カセットテープだとか、ジグソーパズル、切り絵工作などというところだが、こういったものは教科書として採択できないが授業で使う分には構わないのか。

教育指導課長

検定用教科書が通常級の子供たちには全て無償で配布されることになるが、その教科書が子供の障害の状況とか特性によって、決して適さないものである場合に、検定済み教科書の代わりに用意する一般図書としては、こういったジグソーパズルとかカセットテープとかというものはふさわしくないだろうということである。なので、副教材として、個別にまたこういったものを利用するというのは可能ではあるかと思うが、この採択の中では除外されているという考え方である。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいだろうか。

ほかにないだろうか。

ないようであれば、まとめたい。

それでは、議案第20号については決定することによろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第20号については、決定とする。

(2) 議案第21号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

教育長

では、次に議案第21号、特別支援学級調査委員会への諮問内容について。
それでは、資料の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件についてご質問等あればお願いします。
森山委員。

森山委員

3番の の職業(技術)とあるが、これはこういった内容の教科書になるのだろうか。

教育指導課長

例えば、家庭科、楽しい職業科とか、物の仕組みを調べるとか、子どもとマスターする49の生活技術とか、教科でいえば、いわゆる技術科またはキャリア教育につながるような内容の学習に当たる。
以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

よろしいだろうか。
ほかにないか。
では、私から。これについては一般図書でもいいということだが、1冊当たり幾らまでとか、お金の上限はあるのだろうか。

教育指導課長

金額の上限については、特に定められたものは示されていないと認識している。
以上である。

教育長

1教科、1冊だけか。

教育指導課長

各教科ごと、各種目ごとに1冊ずつ配布されるものであるので、それは通常の検定済み教科書と同じ考え方である。
以上である。

教育長

では、金額に制限はないが、1教科1冊が基本であるということである。
ほかにないだろうか。
仲山委員。

仲山委員

今のことに関連するが、そうすると学校で1つの教科に関しては1冊しかないということである。そうすると、複数の方が使いたいというときはどうするのだろうか。

教育指導課長

1人の児童・生徒に対して1教科1冊ずつ配布されることになる。
以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

どうぞ。森山委員。

森山委員

障害のある人はとても個別性が高く、一律、何学年だこの教科書で1冊ということになると、本当に教科書を使わなかったということもあると思う。それよりもこっちというようなこともあると思うが、本当にここは難しいところで、その人の学習の進捗状況によった教科書があるのが望ましいとは思いますが、やはり学年、1種類、1教科につき1冊という仕切りがある中で、本当にこれを選ぶということは難しいことだとは思う。そういうところも考慮して考えていただきたい。よろしく願います。

教育指導課長

各学校で設置されている研究会の中で、その点については十分考慮した上で、候補となる教科書、一般図書を選ぶという考えであるので、この点については、私ども事務局からもお願いをしたいと思っている。
以上である。

教育長

よろしいだろうか。

森山委員

はい。

教育長

ほかにないだろうか。
それでは、ないようであれば、ここでまとめたい。

議案第21号については決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第21号については、決定とさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続といたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議1件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

令和6年度小学校移動教室および特別支援学級宿泊学習の実施について

教育長

次に、教育長報告である。
本日は3件のご報告をさせていただく。
それでは、報告の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
では、中田委員。

中田委員

昨年度にお話ししたことがあるかと思うが、移動教室の引率者の募集というか、学校支援コーディネーターの方から誰か引率する人ということで、一般公募すると本当にどんな方が来るか分からないと思うが、何か周知をしていただけたらいいなと思った。やっぱり教員が募集してもなかなかいない中、こういうことがきっかけで学校の先生になりたいと思う大学生とかもいるということだったので、何かしらうまく周知して、早い段階で人員確保とまでは言わないが、そういうふうにしていただけたらいいなと思う。

保健給食課長

引率補助員については、おっしゃるとおり、教員の免許を持っている方あるいはその見込みの方ということで、学生の方にお越しいただくことも多々ある。基本的にはそれぞれの学校の中で必要な引率の補助員については手配をしていただいている、私どものほうで、旅費や謝礼についてお支払いをしている。

今のところ、引率補助員が必要だがなかなか手配できないというようなケースは聞いてないが、そういったことがあれば、例えばプールの指導の補助員などについては、区のほうで募集をする。期間限定ということもあって、募集して、名簿を作ったりもしているので、それに準じたことができるかどうかというような学校からの相談に応じて、対応したいと考えている。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

では、森山委員、どうぞ。

森山委員

単純な質問なのだが、6月とか梅雨時期とか、時期によって野外活動ができる、できないもあるかと思う。また、軽井沢、武石など、場所によってできることとできないことも多いと思うが、学校の時期の選択は、毎年、入れ替わりで決められていることなのだろうか。

保健給食課長

それぞれの年度において、地域と場所については、それぞれ学校の要望を聞いて調整させていただいている。基本的に5年と6年とで同じ場所にならないようにといったことについては、配慮させていただいている。また、雨天については、それをも想定した予定とか施設というものもある。もちろん天気によって若干、予定が変わることはあるが、それも織り込んだ上で実踏を事前にやっていて、そうした中で様々なケースを想定して実行しているということである。

以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにないだろうか。

では、私から2つ。まず、これは小学校の移動教室だが、中学校はどうなるのだろうかというのが1点。2点目に、医療的ケア児の移動教室への参加について、何かあればお願いします。

保健給食課長

まずは中学校についてであるが、中学校については1年生で、夏休み中に自由参加、任意の参加となるが、イングリッシュキャンプというものがある。2年生については、冬季にスキー教室が移動教室としてある。3年生については、それぞれの学校が契約を行っている修学旅行があって、それぞれの学年でそういった校外学習があるということである。

学務課長

それでは、私から医療的ケア児がこうした移動教室に参加する場合の対応について、ご説明差し上げる。

昨年度、練馬区教育委員会として、医療的ケア児に対する新たな支援方針を策定した。その中において、医療的ケア児の教育的な環境を整えるというところで、こうした移動教室に対する考え方をお示した。原則としては、宿泊を伴うので、通常、学校等で行っている支援とは変わってくる部分がある。そういった観点から、保護者の方に付添いをしていただくことを原則としているが、保護者の方も就労されていたり

とか、付き添いができないということもある。そうした場合には、教育委員会として、医療的ケアが行える看護師をそこに配置して、参加していただくという考え方で整理したところである。

以上である。

教育長

ありがとう。
ほかにはないだろうか。
岡田委員。

岡田委員

移動教室等で事故を起こしたとき、子供がけがをした場合なのだが、軽症で済む場合には特に問題にならないかと思うが、骨折などの大けがをした場合に、子供たちと一緒にその子が帰れないということもあるかと思う。そういった場合に、家に戻す手段として、親に迎えに来ていただくとか、またはほかの方法を考えるとかということになるかと思うが、現実にはどのような方法で帰宅することになっているのかというのを聞かせていただきたい。

保健給食課長

まず、よくあるのは発熱をした場合などである。こうした場合については、基本的に保護者にお迎えに来ていただいて、こちらに戻ってくるという形になる。ご指摘のけがとかそういうものに関しては、その種類にもよるが、バスと一緒に帰れないということであれば、これについて、また同じような時期に保護者にお迎えに来ていただくことになろうかと思う。

以上である。

岡田委員

私の経験だと、保護者に実際に迎えに来ていただいたこともあるが、タクシーで迎えに来ていただくということになって、非常に高額な費用がかかったということがあった。それもかなり厳しい負担になったわけなのだが、そこら辺で何かこちらで手当てできるような策というのは何かないだろうか。

保健給食課長

実際にはそれぞれの学校で保険に入っていて、この保険がお迎えに行ったときのタクシー代も対象になるのかは難しいが、お迎えに行ったときのレンタカー代とか、そうした費用を補償するということがあって、実際にそれを運用しているケースもある。基本的には学校にそういう保険があることもご案内をしているので、それに対応しているところである。

以上である。

岡田委員

今お話しのように、私も区のほうからそういうお話をいただいて、たしかその保護者はレンタカーではないが、別の手段で迎えに来ていただいたように思う。そういう何か特別なことが起こったときに対応できるような制度があれば、すごくありがたいなと思ったので、継続的にそういう周知もぜひお願いしたいなと思う。

以上である。

教育長

ただいまの岡田委員の発言だが、まずコロナのとき、いわゆる感染してしまうということで、例えば保護者が迎えに来たとしても、公共の交通機関と一緒に帰ってくるわけにはいかないというケースがあった。実際、これは自家用車とかでお迎えをしていただくほかなかったわけである。通常の、例えば岡田委員のおっしゃったようなケースが、いわゆる一般的な病気であれば、様々な手段がある。既にやっているところもあるが、2つのパターンに分けて、取組をさせていただく必要があると思う。

よろしいだろうか。

岡田委員

はい。

教育長

ほかにないか。

それでは、報告の 番は以上とさせていただく。

令和6年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について

教育長

それでは、報告 の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。

では、岡田委員。

岡田委員

昨年度のお話だと思うが、区内ということではないのだが、特に小学校で、担任の先生がいないということで、副校長先生が担任をやられているということが結構多いというお話を伺った。現在、令和6年度については、お話を伺って安心したが、都全体の状況としては、小学校、中学校問わずだが、副校長が担任などをやるという状況

はあるのだろうか。

教育指導課長

まず、令和6年度の現状だが、今の段階では、小学校において欠員は出ているが、担任が不在という状況はない。ある学校では理科専科を担任のほうに、また、ある学校は特別支援教室の教員が足りないというところで、ほかの教員と併せてその授業を請け負っているというような状況にある。それで、担任が年度途中で不在になったことにより、副校長が担任業務をしなければならないという状況は、正確に数字としてはつかんでいないが、かなり多く聞いているところである。病気休職または一時的なお休みを取られる方もいらっしゃる。または、育休等でお休みされる方もいらっしゃる。そういったときに、なかなか、臨時的任用職員とかを見つけることが大変困難な状況であるので、副校長が担任をしている。ただ副校長が全て授業を持つというわけではなく、ほかの専科教員とか、空き教員の方が、ある一定の教科等を分担しながら、そういった形で学級の授業、指導に当たっているというケースを大変多く聞いているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

はい。

教育長

では、仲山委員。

仲山委員

同じく欠員に関することだが、今年は小学校の欠員、現時点においてはなくなったということで、昨年度は7月の段階でかなり欠員があったが、今年はそれに比べれば少なかった。一方で、東京都の小学校の教員の受験者の倍率は、その前と比べれば、令和5年度は、さらに落ちたわけである。それにもかかわらず、欠員に関しては、その前の年よりも大分改善したというのは、どういう策を施して、そういったことになったのだろうか。

教育指導課長

昨年、夏、秋にあった教員採用試験で小学校の合格の倍率が1.1倍ということは、例年よりも多く合格者を採っているということがある。去年は合格者が2,009名で、期限付任用教員を57名採って、一昨年よりも多く合格者を出している。その結果として、年度初めの未配置をできるだけ避けられるような状況にあったということ

ろである。一方、倍率についてはそのとおり下がっているという結果である。
以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ただいまの件は、特別区教育長会でもずっと議論がされていて、まず、受ける人が少ない。これが1点。それから、採用されても、実際には様々なプレッシャーがあって、早期に退職をされたり、身体の具合が悪くなる教員がいて、それで欠員になってしまう。入る人が少ないのと出ていく人がいるということで、どちらも対策をやらなければいけないということである。都教委のほうでも、私どももやっているが、まず新任の教員に対して、全学校にカウンセラーなどが回って、悩みの相談などを聞くとか、できる限り辞めないで、何とか頑張って一緒にやろうというような雰囲気为学校でつくってもらうなど、まず出るほうを止めるということと、それから入る人を増やすというのがやり方である。

様々、それだけではなくて、給与等の処遇の問題は、国でも議論されているし、35人学級で教員の絶対数が不足してくると、様々な課題、事務作業に忙殺され、その代表的な例が、部活動の指導が残業の大きなシェアを占めていること。様々なものを区の教育委員会としてやることをやるし、都のレベルでやることもやるし、国でもやっていただくという3点セットになっているというようなことである。1.1倍となると、どうしても受験者の質が落ちたのではないかとされるが、これは採用数が増えたからである。もちろん、一定の倍率がないとクオリティーの問題が出てくるのであるが、この教育委員会の中でも様々な報告とか議論をさせていただいて、引き続き、できる限りいい形に思っている。

何かほかはないだろうか。

仲山委員

もう1点、よろしいだろうか。

昨日、新任のアドバイザーの方のご紹介があったが、そのアドバイザーの方というのは、この表に載っている退職をされた方の中の一部なのだろうか。

教育指導課長

今年度、教育アドバイザーとして新たに4名の方が配置された。その4名の方というのは退職された校長先生方が大泉東小学校もしくは区の役所のほうで勤務、また学校訪問等に携わっていただくという形になっている。

以上である。

仲山委員

その方のやることというのは、今、教育長からお話があった新任の先生の支援をす

ることも入っているのだろうか。

教育指導課長

教育アドバイザーの一番大きな役割としては、若手教員の育成である。年に10回、教育委員会主催の研修会を開くが、そのときの講師を務めたりとか、または補助的なアドバイスをしたりとか、また1年目の教員についてはアドバイザーが年に3回、それぞれの学校を訪問し、その教員の授業を観察する。その授業観察をしてアドバイス等をした上で、さらに日頃の子供たちの様子とか、何か困り事だとかいった話をアドバイザーと新採用教員とでやって、いろいろ悩みを打ち明けたり、助言をいただいたりというような機会を設けている。2年目の教員は年に2回、3年目の教員は年1回という形で、徐々に数は減っていくが、そういった若手支援をアドバイザーの方々にはやっていただいている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいだろうか。

ほかにあるか。

岡田委員。

岡田委員

今のお話と少し関連するが、私の周りには若手の先生方で、1校目から異動して、2校目で辞める方が最近増えてきている。3年目の方で1回、研修をやられるということなのだが、私はそのことがすごく気になっていて、2校目でいよいよ活躍できる状況になってきたのに何でこのときに辞めるのか。本人に話をいろいろ伺っても、本当のことなのかどうなのかというのは分からないのだが、学校でなかなか自分の仕事、やりがいが見いだせないというような一般的な話をするわけである。何か最近、そういう2校目あたりの先生方にまで何か支援をしなければいけない状況なのかとも少し感じるところなのだが、どう理解したらよろしいだろうか。

教育指導課長

これは大分、私見が多く入っているところになるが、一般企業の職員も3年目までにかかなり多くの離職率があるという話を伺っていて、それと比較すると、教員というのは、1年目、2年目、3年目で離職していく割合というのはかなり低いのかと、私はずっと考えていた。しかしながら、今、学校の状況はなかなかベテランの教員でも非常に業務過多になっているところもあり、特に若手教員においては、時間外在校時間が顕著に高くなっているというような状況もある。また教員以外にも、様々職業が選べるような状況になって、一つ学校を異動することをきっかけに転職されるという

方もこういう形で出てきているのかというような考えは私自身は持っている。
以上である。

岡田委員

はい。

教育長

よろしいか。
ほかにないだろうか。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の を終了する。

令和5年度練馬区教育実践発表会について

教育長

それでは、報告の の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまのご報告について、ご質問等あればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

今、最後のほうで話があったエデュスクラムに関することなのだが、4ページである。大泉桜学園で研究されたエデュスクラムということで、私も初めてこの言葉を知ったものだから、少し調べてみたが、教科によってはかなりいい取組だと思っている。今後、進めていく価値があるのではないかと思うが、その点に関していかがだろうか。

教育指導課長

委員にお話しいただいたとおり、エデュスクラムのよさというのは、子供たちが自らどうやって学習を進めていこうかということを、計画を立てて、しかも1人ではなく、協働的に、グループごとに必要な学習の道具であるとか、材料であるとか、人であるとか、筋道を立てて進めていくということが非常に意義のあるところである。

この考え方はエデュスクラムという名前がつかないとしても、一般的な教科にも適用できる。多くの学校の先生にこの研究発表を見ていただいたので、この考え方や良さの部分について理解していただいて、それぞれの授業の中で生かしていただけるものかと考えている。

以上である。

仲山委員

ぜひよろしく願います。

教育長

では、森山委員。

森山委員

各校、非常にいい取組をされていると思う。そして、これをオンデマンド配信したと書かれている。各学校・園に向けて発表し普及を図る、または地域や保護者に向けて周知し、教育活動の理解を深めてもらう機会とするとあるが、どのくらいの方がこのオンデマンド配信を受信したのか。それから、例えば田柄中学校のいじめ防止Bookといった成果物について、これをほかで配布することはあるのか。とてもいいものができたと思うが、ほかのところも希望したら、こういういじめ防止Bookを頂けるのかということ。もう1点、これは初歩的なことなのだが、「目指す15歳の姿」というのは、小中一貫教育において、各グループが、発達段階に応じた特別プログラムと書いてあるが、これは誰が、どのようにつくったのかということをお教えしてほしい。

以上である。

教育指導課長

まず、オンデマンドでの視聴者の数であるが、オンデマンドいじめに関する動画、不登校に関する動画、小中一貫教育に関する動画と幾つかのカテゴリーごとに分けているところであるが、一番視聴者が多かったのは、いじめ防止実践事例。これは、301名の方からアクセスしていただいている。不登校に関しては243名、小中一貫については188名、教員研修は145名というような、我々が当初、予想していたよりもかなり多く見ていただいていると思っている。

一部、アンケートも寄せられていて、保護者の方からのアンケートも幾つかいただいている。特に、不登校のお子さんがいらっしゃる保護者の方からのアンケートがあり、大泉西中学校のような取組が非常に価値があるということや、ぜひほかにも広げていただきたいとか、いじめに関しても、それぞれ保護者の方からも様々なご意見をいただいたということで、反響もかなりあったといったところである。

それから、田柄中学校で作成したいじめ防止Bookの紹介であるが、今回こういう形で広く全ての学校の教員に知られているところであるので、お申出があれば、学校のほうからご提供いただけるかと思っている。具体的に学校のほうに確認をしていきたいと思っている。

最後の目指す15歳の姿であるが、全ての中学校区において、目指す15歳の姿というものを設定している。これは、例えば三原台中学校グループであれば三原台中学校と光和小学校、泉新小学校、橋戸小学校、4校が集まるわけなのだが、この学校では、よく考え、すすんで学ぶ児童生徒、心身を鍛え、たくましく生き抜く児童生徒、思いやりをもち、他と共に生きる児童生徒。教育目標的な印象もあるが、そういった中学校区としてこういう姿を目指していきたいということをもとに共有するということである。具体的な取組として、ICT活用の中、人権教育の中、キャリア教育の中、それぞれのグループの中で1つの柱となるようなテーマを幾つか設けて、そういった目指す15歳の姿に近づいていこうといった取組を進めている。

以上である。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
では、中田委員。

中田委員

私も田柄中学校のいじめ防止Bookが、いくら先生たちからやってはいけないとかと言うよりも、やはり自分たちで取り組んで、何がいじめになるのかと考えるということがすごく大事だと思った。なので、このいじめ防止Bookを見本として、それぞれの学校で考える機会をつくるというのは大事かなと思った。

あともう1点は、不登校の大泉西中のほっとルームである。また光が丘や石神井台とかにも、そういう不登校のスペースというか居場所があるとは思いますが、まず地域で自分の学校へ行く段階でこういう場所があると少しでも防げるのかと思ったので、ぜひほかの学校でも取り組んでいただけたらと思う。

あと最後の、4ページの研修参加教員による成果報告なのだが、これはどれぐらいの先生がどれぐらいこの研修に参加されたのか、教えていただけたらと思う。

以上である。

教育指導課長

まず、1つ目にお話のあったいじめ防止Bookであるが、後ほどこの本についてはコピーしたものをご提供させていただこうと思う。内容を読むと、生徒ならではの感性とかメッセージが含まれた内容になっていて、過去にこういういじめがあったのだということを実際に紹介しながら、このことについて皆さんはどう考えるか、生徒会、この作者のメッセージなども子供たちに届けるような内容になっているので、こういった取組は大変価値があるものだと考えている。

それから、大泉西中の校内別室指導については、これは大泉西中学校が先進的に進めてきたところであるが、昨年度から、東京都のモデル事業に参加して、練馬区内では、20校の小中学校によって、校内別室支援員を配置しているところである。これは令和5年度、令和6年度のモデル事業としてやっている。それぞれが支援員を活用

しながら、どういうシステムで、どういう内容の支援をすることが効果的なのかということ、まさに検証をしている。その成果などを整理して、また次年度以降にもつなげて広げていけるものと考えている。

最後の生徒指導基幹研修。国の研修であるが、この研修に練馬区から参加したのは2名である。これは全国から集まって、この研修テーマで学ぶという内容であるので、総勢が何名かというのは私も把握していないが、練馬区ではこの2名が本研修には参加したといった実績である。

以上である。

教育長

よろしいか。

中田委員

はい。

教育長

岡田委員。

岡田委員

今の山本課長のお話を伺って、よかったと思った。中田委員のご質問ともかぶるが、学校の実践研究とか、いわゆる研究発表で、なかなか成果が各学校で共有できないという実態があるように私は思っている。とてもいい研究の成果を出してもそれが広まらなかったり、校長先生が替わればそこで終わってしまうとかというようなことも度々あると思っている。それで、大泉西中のほっとルームとか、総合教育会議で出た子供カフェ、豊溪中のこと。それから、この4ページであった桜学園のエデュスクラムとか、この前に資料を頂いたと思うが、上石神井中の研究の成果で、学力のポイントが幾つか上がったとかいう報告があった。そういう活用を全ての学校ができるというわけではないと思うが、ぜひ区のほうで主導していただいて、取り入れる学校はぜひ取り入れていただけるようにご指導していただければ、すごくありがたいと思う。特にほっとルームなどは、見せていただければ、すごくありがたいと思うので、何か機会があれば、よろしく願いできればと思う。

以上である。

教育指導課長

コミュニティースクールとか、不登校の別室指導の対応とか、また、学習に関わる研究成果とか様々な取組を各学校がやっていて、それを広く周知しようとしてもなかなか、多くの学校に広がっていくというところまで至らないという現実がある。ただ、特に私が今年度、学校のほうにお願いをしていることの一つとして、校内研究、校内研修の充実を校長先生方には強くお話をしている。学校の教員が多忙な状況の中にあつて、学校の外で研修を受けるとか、もちろんそれも大事なのだが、なかなかそうい

った余裕がない中で、いかに学校の中で教員同士が学び合えるか、そういった環境をつくれるかというのが非常に大事なところだと思っている。それで、4月から5月にかけて、学校の研究主任を対象とした区主催の研修会を開く。小学校と中学校、別の実施するわけなのだが、学校の中でどうやって研究を深め、広げていくかということ、こういったこれまでの研究実践とか各学校の取組などを広く紹介しながら、それぞれの学校で、1年間、また中期的に見通しを持ちながら取り組んでいただこうと思っている。いずれしても、各学校の研究が今後、盛んに進められていくように働きかけていきたいと思っている。また、別室指導の視察についても検討させていただきたいと思っている。

以上である。

教育長

よろしいだろうか。

岡田委員

はい。

教育長

ほかにあるか。仲山委員。

仲山委員

校内別室登校のことだが、支援員の方はどういう方がなられているかということと、その支援員の方はそこでどういう支援をしているのかという2点について教えていただきたい。

教育指導課長

支援員の方も本当に様々である。大学生の方もいらっしゃるし、退職した教職の方もいらっしゃるし、本当に様々な方が支援員として関わっていただいているところである。また、支援の内容であるが、基本的には、その場所がその子供にとって一つの居場所になる、それから、勉強するきっかけになったりとか、誰かと話をしたりとかという場になり得ることが非常に大切であるので、基本は自学である。その内容を見てあげたり、場合によって、教えて、指導してあげたりとか、いろいろ話を聞いてあげたりとかということが、一つ大きな支援の内容になる。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

中田委員。

中田委員

この研究発表をするに当たって、大体2年間のカリキュラムでやって、いつも私たちが発表を見させていただいたときに、かなり大変だっただろうと思う。ただ、そのときにいつも感じるのが、すごく何か先生たちが一体になって、そこでお互いに頑張った成果があって、何かすごく先生たちがほっとしてすごくいい表情をしているというのを毎回思う。今、行事とかが先生たちの負担になって縮小される中で、やっぱり一つのものを目的を持ってやるというのがすごく大事で、それで先生たちもコミュニケーションを持って、いいことなのではないかと思う。子供たちのためにやることはあるのだが、やはり先生たちが一緒に何かをやっていくという意味では、すごく大切なことなのかと思う。なかなか大変であり、結局、先生方の時間外労働になってくるかもしれないが、そこもうまく活かしながら、この研究発表の先生たちを支援していただけたらと思う。

以上である。

教育指導課長

昨年度も複数の学校が発表会を行ったが、どの学校も非常に達成感を味わいながら、最後、発表することができた状況が大変多く見ることができた。特に、研究主任を中心として、教員同士で自分たちが日頃、何を考えて授業しているのか、何を考えて生徒を指導するのかといったことを日常的に議論することにつながっていく。それが日常的な教員の研修にもつながり、さらに発表するということは、一つプレゼンテーションにまとめるとか、リーフレットにまとめるとか、それを発表で伝えるという作業をする中で、自分たちがやってきたことを整理し、価値づけて、また課題も整理してということにつながっていくので、その最後のひと踏ん張りが非常に大きな意味があると考えている。今年度も研究指定校を指定しているが、そういった取組をぜひ多く広げていきたいと考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

では、よろしいようなら、報告の を終了する。

その他

教育長

当方でご用意したご報告は以上であるが、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。

現在のところ、ほかはない。
以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。
よろしいか。

それでは、以上であるが、冒頭にお話をしたとおり、議案第22号の審議を行う。
この22号については、お諮りしたとおり、非公開で行うので、本日の定例会の傍聴
はここまでとなる。

それでは、傍聴の方と、議案に関係のない事務局の職員は退席をお願いする。